

議案第20号

令和元年度銚子市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度銚子市の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ129千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ837,129千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月19日提出

銚子市長 越川 信一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰入金		227,326	129	227,455
	1. 一般会計繰入金	227,326	129	227,455
歳入合計		837,000	129	837,129

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		22,891	129	23,020
	1. 総務管理費	21,895	129	22,024
歳出合計		837,000	129	837,129

後期高齢者医療事業特別会計  
歳入歳出補正予算事項別明細書（第1号）

1. 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 後期高齢者医療保険料	605,201		605,201	72.3
2. 使用料及び手数料	1		1	0.0
5. 繰入金	227,326	129	227,455	27.2
6. 繰越金	1,100		1,100	0.1
7. 諸収入	3,372		3,372	0.4
歳入合計	837,000	129	837,129	100.0

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 総務費	22,891	129	23,020	2.8
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	811,725		811,725	97.0
3. 諸支出金	2,084		2,084	0.2
4. 予備費	300		300	0.0
歳出合計	837,000	129	837,129	100.0

(単位 千円)

補正額の財源内訳			一般財源
特定財源			
国県支出金	地方債	その他	
		129	
		129	

2. 歳入  
 (款) 5. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 事務費繰入金	21,914	129	22,043
計	227,326	129	227,455

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 事務費繰入金	129	職員給与費等繰入金

3. 歳出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1. 一般管理費	21,895	129	22,024			129
計	21,895	129	22,024			129

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			
	2. 給料	159	一般職
	3. 職員手当等	50	通勤手当 $\Delta 120$ 時間外勤務手当 450 期末手当 $\Delta 180$ 勤勉手当 $\Delta 100$
	4. 共済費	$\Delta 80$	共済組合負担金

# 補正予算給与費明細書

## 1 一般職

### (1) 総括

(単位 千円)

区 分	職員数	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考
		給 料	職員手当	計			
補 正 後	( 1 ) 2	8,786	5,226	14,012	2,680	16,692	
補 正 前	( 1 ) 2	8,627	5,176	13,803	2,760	16,563	
比 較	( 0 ) 0	159	50	209	△ 80	129	

( )内は、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員外書き

(単位 千円)

職 員 手当の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	時間外勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当
	補正後	240	0	2,102	1,699	1,185
	補正前	240	120	1,652	1,879	1,285
	比 較	0	△ 120	450	△ 180	△ 100

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別	内 訳
給 料	159	制度改正に伴う増加分	32
		その他の増減分	127
職 員 手 当	50	制度改正に伴う増加分	32
		その他の増減分	18



(単位 千円)

説 明	備 考												
給与改定に伴う増分	給与改定の状況 給料の改定率 平均0.15% 実施時期 平成31年4月												
職員の変動等に係る増減分	職員数の異動状況  <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(職員数)</td> <td style="text-align: center;">(短時間勤務 職員数)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">補正後</td> <td style="text-align: center;">2人</td> <td style="text-align: center;">1人</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">補正前</td> <td style="text-align: center;">2人</td> <td style="text-align: center;">1人</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">増減</td> <td style="text-align: center;">0人</td> <td style="text-align: center;">0人</td> </tr> </table>		(職員数)	(短時間勤務 職員数)	補正後	2人	1人	補正前	2人	1人	増減	0人	0人
	(職員数)	(短時間勤務 職員数)											
補正後	2人	1人											
補正前	2人	1人											
増減	0人	0人											
勤 勉 手 当 32	給与改定に伴う支給割合の変更 支給割合 (補正後) 年間1.90月分 (補正前) 年間1.85月分 実施時期 令和元年12月												
通 勤 手 当 △ 120 時 間 外 勤 務 手 当 450 期 末 手 当 △ 180 勤 勉 手 当 △ 132	職員の変動、制度改正のはねかえり等に係る増減分												

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職
令和元年12月1日現在	平均給料月額	305,850 円
	平均給与月額	382,950 円
	平均年齢	43.6 歳
平成31年1月1日現在	平均給料月額	299,650 円
	平均給与月額	330,419 円
	平均年齢	37.4 歳

イ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備 考
	6 月	12 月			
補正後	月分 (1.175)	月分 (1.175)	月分 (2.350)	有	
	2.225	2.275	4.500		
補正前	(1.175)	(1.175)	(2.350)	有	
	2.225	2.225	4.450		
国の制度	(1.175)	(1.175)	(2.350)	有	
	2.225	2.275	4.500		

( )内は、再任用職員及び任期付短時間勤務職員

ウ 級別職員数及び標準的な職務内容

区 分	一 般 行 政 職			
	級	職員数	構成比	標 準 的 な 職務 内 容
令和元年12月1日現在	8級	人 ( )	% ( )	
	7級	( )	( )	
	6級	( )	( )	
	5級	( ) 1	( ) 50.0	主 査
	4級	( )	( )	
	3級	( )	( )	
	2級	( ) 1	( ) 50.0	主 事
	1級	( 1)	(100.0)	主 事
	計	( 1) 2	(100.0) 100.0	
平成31年1月1日現在	8級	人 ( )	% ( )	
	7級	( )	( )	
	6級	( )	( )	
	5級	( ) 1	( ) 50.0	主 査
	4級	( )	( )	
	3級	( )	( )	
	2級	( ) 1	( ) 50.0	主 事
	1級	( 1)	(100.0)	主 事
	計	( 1) 2	(100.0) 100.0	

( )内は、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員外書き

エ 昇 給

区 分		一 般 行 政 職	
補 正 後	職 員 数 (A)	2 人	
	昇給に係る職員数 (B)	2 人	
	号給数別 内 訳	1号給	
		2号給	
		3号給	
		4号給	2 人
		5号給	
		6号給	
		7号給	
		8号給	
比 率 (B) / (A)		100.0 %	
補 正 前	職 員 数 (A)	2 人	
	昇給に係る職員数 (B)	2 人	
	号給数別 内 訳	1号給	
		2号給	
		3号給	
		4号給	2 人
		5号給	
		6号給	
		8号給	
		比 率 (B) / (A)	